

平成30年度に実施した政策（政策手段一覧）

政策分野① 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	農薬取締法 (昭和23年)	—	—	—	—	農薬登録に際して、関係府省と協力して安全性の評価を行うとともに、農薬の使用基準を策定し、登録農薬の適正使用の確保、無登録農薬の取締を行う。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与した。	—
(2)	農業改良助長法 (昭和23年)	—	—	—	—	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与した。	—
(3)	肥料取締法 (昭和25年)	—	—	—	—	肥料の品質等を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、規格の公定、登録、検査等を行い、農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資する。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産農林水産物及び食品の安全性の向上に寄与した。	—
(4)	日本農林規格等に関する法律 (JAS法) (平成29年)	—	—	—	—	日本農林規格(JAS)の制定、適正な認証及び試験等の実施を確保する。 これにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図ることを通じて、食品に対する消費者の信頼の確保に寄与した。	—
(5)	飼料の安全性の確保及び品質の 改善に関する法律 (昭和29年)	—	—	—	—	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定等により飼料の安全性の確保及び品質の改善を図る。 当該法律に基づく安全な生産資材の確保により、国産畜産物等及び食品の安全性の向上に寄与した。	—

(6)	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法) (平成10年)	—	—	—	(1)-②-ウ	食品製造業における食品の安全性向上と品質管理の高度化に資するHACCPの導入を推進するため、食品製造業者が行うHACCPの導入のための体制・施設の整備及びHACCP導入の前段階の衛生・品質水準の確保や消費者の信頼確保のための体制・施設の整備(高度化基盤整備)に対して長期低利融資により支援する。 食品産業におけるHACCPの導入及び高度化基盤整備の普及・定着により、食品製造事業者の安全管理の取組の拡大・強化に寄与した。	—
(7)	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法 (平成15年)	—	—	—	—	BSEのまん延防止措置の的確な実施等のため、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生産から流通・消費の各段階において当該個体識別番号を正確に伝達するための制度を構築する。 消費者の信頼を確保するため、牛トレーサビリティ法に基づくトレーサビリティ制度を牛の管理者等から特定牛肉の販売業者、特定料理提供事業者までに義務づけることにより、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることに寄与した。	—
(8)	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (平成21年)	—	—	—	—	愛玩動物用飼料の安全性の確保を図る。 当該法律に基づく安全な愛玩動物用飼料の確保により、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与した。	—
(9)	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (平成22年)	—	—	—	—	米穀等に関し、食品としての安全性を欠くものの流通を防止し、表示の適正化を図り、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、消費者の利益の増進を図るため、米穀等の取引等に係る記録を作成及び保存し、当該米穀等の産地情報を取引先や消費者に伝達する制度を構築する。 米穀等のトレーサビリティ制度を義務づけることにより、食品事故等の発生時における問題食品の特定や原因の究明、製品回収等による問題の拡大防止等の米穀事業者の取組の拡大・強化に寄与した。	—
(10)	食品表示法 (平成27年)	—	—	—	(2)-①-ア (2)-①-イ	食品の表示は、消費者の商品選択の際のよりどころとなるものであり、食品の表示の日常的な監視活動を強化するとともに、食品事業者に対する表示方法の指導を徹底することにより、食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与した。	—
(11)	有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業委託費 (平成18年度) (主)	191 (184)	136 (133)	155 (114)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	食品による健康への悪影響を未然に防止し、食品の安全性を向上させるため、有害化学物質・有害微生物の汚染実態を調査した。得られた科学的データに基づき、必要に応じて安全性を向上させる対策を策定・普及し、国民の健康保護に寄与した。	0005

(12)	消費・安全対策交付金 (平成17年度) (関連:30-⑤、⑫)	2,227の内数 (2,169の内数)	3,455の内数 (3,218の内数)	3,710 の内数 (3,423の内数)	(1)-①-ア (1)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ	都道府県等は、次の各分野について、地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を総合的に実施した。 ①国産農畜産物の安全性の向上、②食品トレーサビリティの普及、③伝染性・疾病・作物の病害虫の発生予防・まん延防止。 地方の自主性の下、①の取組の有害化学物質・微生物による食品汚染の実態等の汚染低減対策により、健康リスクの低減に資した。また、②の取組の生産者等のトレーサビリティの取組の普及により、食品事故等が発生した場合の迅速な回収等に資し、消費者の健康被害の拡大の防止に寄与した。更に、①及び②の取組により、食の安全及び安定供給に寄与した。	0058
(13)	GAP拡大推進加速化事業 (平成30年度) (関連:30-⑪)	—	—	601 (413)	(1)-②-ア (1)-②-イ	GAPの取組及び認証取得の推進により、輸出拡大や農業人材の育成など我が国の農畜産業競争力の強化に寄与した。	0007
(14)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (関連:30-⑨、⑪)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	2,409 (2,409)	—	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施。 普及指導員による普及指導活動を通じ、GAPの取組の推進や国産農産物の安全性及び安定供給に寄与した。	0132
(15)	食品の品質管理体制強化対策事業 (平成26年度) (関連:30-③)	169 (166)	169 (168)	137 (135)	(1)-②-ウ	日本の食品事業者による食品の安全性と国際的な信頼の向上を図るため、衛生・品質管理に関する情報等の調査・分析、HACCPの導入促進等に関する研修の実施、HACCP手引書作成等を行った。 この支援措置により、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCP等の導入の促進に寄与した。	0015
(16)	日本発食品安全管理規格策定推進事業 (平成28年度) (関連:30-③、④)	90 (85)	100 (100)	91 (91)	(1)-②-ウ	国内の食品市場が今後量的に縮小すると見込まれる一方で、世界の食品市場は大きく拡大する見通しの中、HACCPの導入を進めつつ、国内の食品安全への取組を向上させ、食品事業者が国内外の市場から適切に評価され、競争力を向上させる環境を整える必要がある。そのため、国際的に通用する日本発食品安全管理規格・認証スキーム策定とその国際標準化を推進する取組を支援した。 この支援措置により、国内の食品安全の向上に寄与した。	0022
(17)	産地表示適正化推進事業委託費 (平成24年度) (主)	15 (14)	13 (12)	35 (34)	(2)-①-ア (2)-①-イ	科学的な分析により得られる原産地判別データを活用して、効果的・効率的な取組を実施するため、原産地を推定する技術を持つ民間分析機関に対して、分析を委託した。これにより、食品表示の適正化に寄与した。	0006

(18)	独立行政法人農林水産消費安全技術センターに必要な経費 (平成13年度) (主)	6,806 (6,804)	6,603 (6,603)	6,641 (6,641)	(2)-①-ア (2)-①-イ	①農薬取締法等関係法令に基づき、農業生産資材(農薬、肥料、飼料及び飼料添加物)の安全性の検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく資材製造業者等への立入検査等を実施、②食品表示の真正性についての検査・分析や農林水産大臣の指示に基づく食品製造業者等への立入検査等を実施、③これらの事業の実施に必要な施設・機器等を整備した。 当該事業の実施により、安全な農業生産資材を確保し国産農林水産物や食品の安全性の向上及び食品表示の遵守状況の確実な改善に寄与した。	0002
(19)	牛肉トレーサビリティ業務事業委託費 (平成15年度) (主)	234 (231)	230 (228)	233 (231)	(2)-②-ア (2)-②-イ	牛肉の流通段階における個体識別番号の適正表示・伝達状況をDNA鑑定の実施により科学的に検証し、不一致が認められた事業者に対しては必要な是正措置を講ずべき旨の行政指導等を行うなど、牛肉トレーサビリティ制度の精度向上に資する方策が講じられ、牛肉の流通に対する消費者の信頼性の確保に寄与した。	0003
(20)	動物用医薬品対策事業 (昭和38年度) (主)	77 (71)	84 (69)	80 (77)	—	①動物用医薬品の有効性、安全性を確保するため、国際基準への我が国の実態の反映、新技術を活用した動物用医薬品等の承認申請資料に必要な試験方法のガイドラインの作成、②新技術を活用した安全で効果の高いワクチン、市場規模が小さい家畜(ミツバチ、養殖魚等)用の医薬品、抗菌剤の使用機会の低減に資するワクチンや代替薬等の実用化、化成品の安定供給に関するガイドラインの策定・普及を推進した。 当該事業を通じ、有効で安全な動物用医薬品を畜産農家に供給することにより、安全な畜産物の安定供給に寄与した。	0001
(21)	生産資材安全確保対策事業委託費 (平成18年度) (主)	324 (262)	259 (222)	283 (227)	—	生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等のため、科学的データ(毒性試験、残留試験、実態調査等)の収集・分析を実施した。また、生産資材のリスク管理措置を推進するため、その基礎となる分析・試験法の開発等を実施した。 本事業で得られた科学的データや分析・試験法に基づき、生産資材の使用基準や残留基準値等の設定・見直し等を着実に実施し、食の安全と消費者の信頼の確保に寄与した。	0004
(22)	安全な農林水産物安定供給のためのレギュラトリーサイエンス研究 (平成28年度) (関連:30-⑩)	120の内数 (115の内数)	108の内数 (102の内数)	97の内数 (97の内数)	—	食品安全、動物衛生及び植物防疫等の分野において、適切なリスク管理措置等を講じるため、法令・基準・規則等の行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究として、食品中の危害要因の分析法やリスク低減技術を開発するほか、動物疾病・植物病虫害の検査法や発生・まん延を防止するための技術の開発等を実施した。 本事業で得られた科学的知見を食品安全、動物衛生及び植物防疫等の行政施策・措置に反映することにより、安全な国産農林水産物の安定供給に寄与した。	0185

移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

No	政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			関連する 指標	政策手段の概要・実績	平成31年度 行政事業 レビューシート 事業番号
		H28年度 (百万円)	H29年度 (百万円)	H30年度 (百万円)			
(1)	【復興庁より】 放射性物質による農畜産物等影響 実態調査対策 (平成24年度)	208 (71)	89 (63)	81 (68)	—	東日本大震災における原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に放出されたことを踏まえ、放射性物質による農畜産物・特用林産物・農地土壌等への影響の実態を調査することにより、放射性物質による農地土壌等を通じた農畜産物等の汚染、食品衛生法上の基準値を超える農畜産物等の流通及び消費者への健康被害の未然防止に向けた取組の推進に寄与する。	0084
(2)	【復興庁より】 福島県農林水産業再生総合事業 (平成29年度)	—	4,710 (4,710)	4,609 (4,601)	(1)-②-ア	福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで総合的に支援しており、第三者認証GAPの取得等を推進することにより、生産段階における安全管理の取組に寄与する。	0085

(注1)「予算額計(執行額)」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に「主」を記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。